

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例【総務局人事部人事課】	8
○ 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例【総務局人事部人事課】	38
○ 北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	41
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政課財務部財政課】	43
○ 北九州市市民センター条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】	50
○ 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】	51
○ 北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】	57
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務部企画調整課】	59
◇ 規 則	
○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】	60
○ 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】	69
○ 北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】	73
◇ 告 示	
○ 公立大学法人北九州市立大学の中期目標【企画調整局総務調整部総務課】	74

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（9件）【技術監理局契約部契約課】 78

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【上下水道局総務経営部総務課】 95

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げる等のため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

#### 1 改正を行う条例

- (1) 北九州市職員の定年等に関する条例
- (2) 北九州市職員の給与に関する条例
- (3) 北九州市職員退職手当支給条例
- (4) 北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (5) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (6) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (7) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (8) 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例
- (10) 北九州市職員の育児休業等に関する条例
- (11) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例
- (12) 北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (13) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
- (14) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例
- (15) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (16) 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

#### 2 廃止する条例

北九州市職員の再任用に関する条例

#### 3 主な改正内容

- (1) 職員の定年年齢を段階的に65歳まで引き上げることにしました。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を新設することにしました。
- (3) 職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以

後、当該職員に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることにしました。  
この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例

地方公務員法第26条の3の規定に基づき、55歳に達した職員について高齢者部分休業制度を導入するため、高齢者部分休業の承認、高齢者部分休業をしている職員の給与の減額等について定めることにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

雇用保険の基本手当の支給期間の特例の新設等に係る国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、基本手当に相当する退職手当について、次のとおり国の職員に準じた措置を講ずることにしました。

- 1 退職の日後に事業を開始した職員等がその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間は、支給期間に算入しないことにしました。
- 2 雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する等の一定の要件に該当する場合に給付日数を延長する特例について、令和7年3月31日以前に退職した職員まで適用することができることにしました。

この条例は、令和4年10月12日から施行することにしました。

#### ◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を設定することにしました。
- 2 建築基準法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、1については令和5年4月1日から、2については令和4年10月12日から施行することにしました。

### ◇北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

北九州市立中原市民センターを次のとおり移転することにしました。

改正前	改正後
北九州市戸畑区中原東二丁目2番3号	北九州市戸畑区中原西三丁目2番1号

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

### ◇北九州市客引き行為等の適正化に関する条例

市民等、地域団体、事業者及び市が協働して取り組む客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境の形成を図り、もって本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 客引き行為等の適正化に関し、市、市民等、地域団体及び事業者の責務を定めることにしました。
- 2 市長は、特に客引き行為等を規制する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域として指定することにしました。
- 3 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならないことにしました。
- 4 事業者は、3に違反する客引き行為等の相手方を客とし、又は役務に従事させてはならないことにしました。
- 5 3又は4に違反する行為を行った者に対し、違反行為を行ってはならない旨の命令、店舗等への立入検査等を行うことができることにしました。
- 6 5の命令に違反した者等の氏名等を公表することができることにしました。
- 7 5の命令に違反した者等は、5万円以下の過料に処することにしました。

この条例は、1から4までについては令和4年10月12日から、5から7までについては規則で定める日から施行することにしました。

## ◇北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

福岡県信用保証協会が求償権を行使して回収金を取得した場合における北九州市の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 福岡県信用保証協会は、求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を得なければならないことにしました。
- 2 市長は、求償権の放棄等が、中小企業者等の事業再生の計画に基づくものであり、かつ、当該中小企業者等の事業の再生に資するものであると認める場合は、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができることにしました。
- 3 市長は、回収納付金を受け取る権利を放棄した場合は、その翌年度に議会に報告しなければならないことにしました。

この条例は、令和4年10月12日から施行することにしました。

## ◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立小森江西小学校と北九州市立小森江東小学校を統合して、北九州市立小森江小学校を新設することにしました。

北九州市立小森江小学校の位置は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間は北九州市門司区羽山一丁目12番1号とし、同年4月1日以後は北九州市門司区二夕松町2番1号とします。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

## ◇失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴い、基本手当に相当する退職手当の支給期間の特例に関する手続等を定めることにしました。
- 2 失業者の退職手当の支給に係る申請書等について、申請者等の押印を不要とすることにしました。

この規則は、令和4年10月12日から施行することにしました。

#### ◇北九州市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 違反行為者に対する勧告は、書面を交付して行うことにしました。ただし、特に緊急に勧告を行う必要があるとき等は、口頭で勧告をすることができることにしました。
- 2 正当な理由なく勧告に従わなかった違反行為者に対する命令は、1と同様の方法で行うことにしました。
- 3 正当な理由なく命令に違反した違反行為者等の公表は、北九州市公報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うことにしました。

この規則は、1については令和4年10月12日から、2及び3については北九州市客引き行為等の適正化に関する条例付則ただし書に規定する規定の施行の日から施行することにしました。

#### ◇北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の施行に関し、議会に報告する事項等必要な事項を定めることにしました。

。

この規則は、令和4年10月12日から施行することにしました。

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の定年等に関する条例(昭和58年北九州市条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

付則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定並びに附則第21項から第23項まで」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条本文中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条各項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条各号に掲げる職をいう。以下同じ。)を占めて

いる職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第3号を削り、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「その」を「当該」に、「により」を「による欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、「には」の次に「、あらかじめ」を加え、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職（第3条ただし書の医師及び歯科医師が占める職並びに臨時的に置かれる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

- (1) 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第11条の管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職

(3) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職

(4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第17条第1項の管理職手当の支給を受ける職員の職

(5) 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）第4条の管理職手当の支給を受ける職員の職

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第2項の管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（以下「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(3) 当該職員の降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占めていた職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の

特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別な事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を

有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ、職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第1項各号に掲げる事由又は同条第3項に規定する事由がなくなつたと認めるときは、当該職員について他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比

し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

## 第5章 雑則

### (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。付則に次の3項を加える。

### (定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書の医師及び歯科医師を除く。以下同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項、第6項及び第10項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第14項を次のように改める。

14 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項を削る。

第8条の3を削る。

第15条第1項第1号中「料金（以下）」を「料金（第3号及び次項第1号において）」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号アからスまで以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第1項本文中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第3項中「第11条の2」を「第8条第2項から第13項まで、第11条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の3第1項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の10項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

59 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第63項において「特定日」という。）以後当該

職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

60 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする

。

61 付則第59項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員及び非常勤職員

(2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号。次号において「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1号に規定する職を占める職員

62 付則第59項の規定により職員の給料月額の改定を行うときは、法第49条第2項の規定による請求があった場合を除き、同条第1項の説明書を交付しない。

63 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第65項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

64 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用につ

いては、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

65 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第59項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第63項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

66 付則第63項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第59項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

67 付則第63項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第4項及び第25条第4項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第63項、第65項又は第66項の規定による給料の額との合計額」とする。

68 付則第59項から前項までに定めるもののほか、付則第59項の規定による給料月額、付則第63項の規定による給料その他付則第59項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	237,300	255,200	283,100	309,100	352,700	412,800	482,400

別表第2の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基準給料月額						
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

任用 短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円
	251,600	262,800	291,000	317,200	352,700	412,800	482,400

別表第3のア 教育職給料表（1）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円
	244,000	280,600	337,400	381,100

別表第3のイ 教育職給料表（2）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円
	234,900	277,400	330,600

別表第4の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円
	264,600	321,000	365,800	427,900

別表第5のア 医療職給料表（1）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	316,500	375,900	440,800	521,100

別表第5のイ 医療職給料表（2）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	239,900	255,200	283,100	309,100	352,700

別表第5のウ 医療職給料表（3）の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	257,100	265,000	297,800	315,500

（北九州市職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第

28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に改め、「第6条の3の2」の次に「並びに付則第26項」を加える。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「次条及び第16項」を「次条第1項及び第16条第1項から第5項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「以下この条」を「以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則に次の2項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

25 北九州市職員の給与に関する条例付則第59項の規定による職員の給料月額の設定は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

26 当分の間、認定退職者に対する第6条の3の2の表及び第6条の6の2の表の規定の適用については、これらの表中「定年」とあるのは、「定年（北九州市職員の定年等に関する条例第3条本文の規定の適用を受ける職員にあつては60歳とし、同条ただし書の規定の適用を受ける職員にあつては65歳とする。）」とする。

（北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和38年北九州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第3項及び第4条の2第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第8条 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年北九州市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(定年引上げに伴う措置)

2 給与条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は教職員給与条例付則第23項、第25項若しくは第26項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額」とあるのは、「給料月額と北九州市職員の給与に関する条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第23項、第25項若しくは第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例(昭和63年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 北九州市職員の育児休業等に関する条例(平成4年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している」を「の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において「異動期間」という。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している」を「の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長された」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号ア中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号イ中「第2条第3号ア」を「第2条第4号ア」に改める。

第20条第2項中「において「介護」を「「介護」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(平成13年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第2号中「第28条の5第1項」を「(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第11条第5号において「異動期間」という。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「引き続いて勤務させる」を「引き続き勤務する」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 北九州市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北九州市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項、第6項及び第10項中「その者」を「当該教職員」に改め、同条第14項を次のように改める。

14 法第22条の4第1項の規定により採用された教職員(以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項

に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第1項中「その者」を「当該教職員」に改め、同条第3項を削る。

第12条を次のように改める。

#### 第12条 削除

第22条第1項第1号中「料金（以下）」を「料金（第3号及び次項第1号において）」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該教職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該教職員」に改め、同項第2号アからスまで以外の部分中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該教職員」に改める。

第25条第1項本文中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第3項中「第18条」を「第10条第2項から第13項まで、第18条」に、「及び第21条」を「、第21条及び第39条から第42条まで」に、「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第4項中「及び第23条」を「、第23条及び第39条から第42条まで」に改める。

第37条第1項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第2項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

付則に次の10項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

19 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第23項において「特定日」という。）以後当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に1

- 00分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 20 育児短時間勤務教職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 21 付則第19項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の教職員及び非常勤の教職員
  - (2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第4号に規定する職を占める教職員
- 22 付則第19項の規定により教職員の給料月額を改定を行うときは、法第49条第2項の規定による請求があった場合を除き、同条第1項の説明書を交付しない。
- 23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（人事委員会規則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額」とする。
- 25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（付則第19

項の規定の適用を受ける教職員に限り、付則第 2 3 項に規定する教職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 6 付則第 2 3 項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の付則第 1 9 項の規定の適用を受ける教職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 7 付則第 2 3 項又は前 2 項の規定による給料を支給される教職員に対する第 3 2 条第 4 項及び第 3 5 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第 2 3 項、第 2 5 項又は第 2 6 項の規定による給料の額との合計額」とする。

2 8 付則第 1 9 項から前項までに定めるもののほか、付則第 1 9 項の規定による給料月額、付則第 2 3 項の規定による給料その他付則第 1 9 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第 1 のア 教育職給料表 ( 3 ) の表の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	244,000	280,600	309,300	337,400	381,100

別表第 1 のイ 教育職給料表 ( 4 ) の表の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円

短時間勤務教職員		234,900	277,400	304,400	330,600	358,700
----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		237,300	255,200	283,100	309,100

別表第3の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		239,900	255,200	283,100

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第14条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「をいう」の次に「。付則第9項において同じ」を加え、「日（以下この項）」を「日（第1号）」に、「もの（以下この項）」を「もの（第1号及び第2号イ）」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

(定年引上げに伴う措置)

9 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第 19 項の規定による教職員の給料月額の設定は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 15 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 28 年北九州市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

(北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 16 条 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成 30 年北九州市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(北九州市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 17 条 北九州市職員の再任用に関する条例(平成 12 年北九州市条例第 64 号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 22 項及び第 49 項の規定は、公布の日から施行する。

(北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の北九州市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務することとされ、又は同条第 2 項の規定により期限が延長され、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以

下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項及び付則第18項から第20項までにおいて同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、付則第2項の規定により勤務する職員について準用する。
- 5 第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)付則第59項から第68項までの規定及び第13条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(以下「新教職員給与条例」という。)付則第19項から第28項までの規定は、付則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最

初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は付則第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、付則第11項又は第12項の規定により採用することをいう。次項第5号、付則第9項及び第40項において同じ。）をされたことがある者

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例第3条本文に規定する定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

（2） 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項の任期が満了したことにより退職した者

- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（暫定再任用により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め

ているものとした場合における新定年条例第3条本文に規定する定年をいう。付則第21項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

13 前2項の場合においては、付則第8項から第10項までの規定を準用する。

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

16 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

17 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第6項から第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から付則第20項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務

の職を含む。)

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

21 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

22 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

23 暫定再任用職員（付則第11項又は第12項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に

規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第8条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

24 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第8条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項第2号、第18条第3項及び第25条の3第2項の規定を適用する。

27 北九州市職員の給与に関する条例第8条第2項、第5項、第7項から第9項まで、第11項及び第13項、第11条の2から第13条まで及び第14条の2並びに新給与条例第8条第3項、第4項、第6項及び第10項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

28 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、新定年条例第6条第1号に規定する職を占める暫定再任用職員が、付則第23項又は第25項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第1の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

29 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、新定年条例第6条第1号に規定する職を占める暫定再任用職員が、付則第23項又は第25項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第2の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用

職員の給料月額は、同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

30 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の北九州市職員退職手当支給条例の規定を適用する。

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

32 暫定再任用職員は、第6条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第19条第1項の職員とみなして、同項の規定を適用する。

(北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

33 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第19条第1項の職員とみなして、同項の規定を適用する。

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

34 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2号の短時間勤務の職を占める者とみなして、同号の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

35 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第9条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「常勤職員」とあるのは、「常勤職員(北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号)付則第6項又は第7項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

36 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の北九州市職員の育児休業等に関する条例の

規定を適用する。

（公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

37 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第11条の規定による改正後の公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「常勤職員」とあるのは、「常勤職員（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）付則第6項又は第7項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

38 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号の職員とみなして、同号の規定を適用する。

（北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

39 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条各号列記以外の部分の短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 暫定再任用教職員（暫定再任用により採用された教職員をいう。以下同じ。）（付則第11項又は第12項の規定により採用された教職員（付則第42項、第43項及び第47項において「暫定再任用短時間勤務教職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用教職員が新定年条例第12条の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）であるものとした場合に適用される新教職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新教職員給与条例第10条第1項の規定により当該暫定再任用教職員の属する職務の級に応じた額とする。

41 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用教職員の勤務時間を同条第1項の規定

により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 2 暫定再任用短時間勤務教職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教職員が定年前再任用短時間勤務教職員であるものとした場合に適用される新教職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新教職員給与条例第10条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 3 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、新教職員給与条例第22条第2項第2号、第25条第3項及び第37条第2項の規定を適用する。

4 4 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第10条第2項、第5項、第7項から第13項まで、第18条、第19条、第21条及び第39条から第42条まで並びに新教職員給与条例第10条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用教職員には適用しない。

4 5 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、新定年条例第6条第4号に規定する職を占める暫定再任用教職員が、付則第40項又は第42項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第3の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 6 暫定再任用教職員は、第14条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例第2条第1項第2号の職員とみなして、同号の規定を適用する。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 7 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、第15条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改

正に伴う経過措置)

48 暫定再任用職員は、第16条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第26条第1項の職員とみなして、同項の規定を適用する。

(その他の経過措置)

49 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

付則別表第1

給料表	職務の級	基準給料月額
行政職給料表	5級	309,200円
	6級	349,600円
	7級	398,800円
消防職給料表	5級	309,200円
	6級	349,600円
	7級	398,800円
研究職給料表	3級	320,700円
	4級	362,400円
医療職給料表(2)	5級	309,200円

付則別表第2

給料表	職務の級	基準給料月額
教育職給料表(1)	4級	415,200円

付則別表第3

給料表	職務の級	基準給料月額
教育職給料表(3)	4級	415,200円
教育職給料表(4)	4級	405,200円

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第21号

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「職員」という。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、55歳に達した職員が高齢者部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）は、同項の規定による申請をした日の属する年度の翌年度の4月1日から当該職員に係る定年退職日（北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、当該申請をした職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で行うものとする。

(高齢者部分休業をしている職員の給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該勤務をしない1時間につき、当該職員の勤務1時間当たりの給与額（北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の規定により算定する当該職員の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当（扶養手当に対するものを除く。）、義務教育等教員特別手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額合計額に12を乗じ、その額を当該職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。）を減額して給与を支給する。

(高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業をした職員に係る北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号。以下「退職手当条例」という。）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号。以下「教職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の算定に当たっては、当該職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数の2分の1に相当する時間数を退職手当条例第7条第1項から第3項までの規定又は教職員退職手当条例第5条第1項から第3項までの規定により計算した在職期間から除算するものとする。

（高齢者部分休業の休業時間の延長）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該延長をされた休業時間により当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

（高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮）

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 北九州市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号アからスまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正）

3 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第2号アからスまで以外の部分中「育児短時間勤務教職員

等」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員」を加える。

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第22号

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改め、「。第3項」の次に「及び第5項」を加え、同条第3項本文中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、「、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」と」を削り、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項中「第5項から第11項」を「第6項から第12項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第11項」を「第12項」に、「第5項又は第6項」を「第6項又は第7項」に、「第7項又は第8項」を「第8項又は第9項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第11項第4号」を「第12項第4号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「第11項第3号」を「第12項第3号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「第5項」を「第6項」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、支給期間に算入しない。

付則第24項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第9条第10項」を「第9条第11項」に、「同項中」を「同項各号列記以外の部分中」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第5項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

3 改正後の付則第24項の規定は、令和4年4月1日からこの条例の施行の日までの間に退職した改正後の第9条第1項、第3項又は第10項の規定による退職手当の支給を受ける者についても適用する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第23号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第100号中「第85条第5項の規定に基づく」を「第85条第6項に規定する」に改め、同表第100号の2中「第85条第6項の規定に基づく」を「第85条第7項に規定する」に改め、同表第105号の4中「第87条の3第5項の規定に基づく」を「第87条の3第6項に規定する」に改め、同表第105号の5中「第87条の3第6項の規定に基づく」を「第87条の3第7項に規定する」に改め、同表中

(140) の23	高圧ガス保安法施行令 第18条第2項第3号 の規定に基づく高圧ガ ス保安法第54条第2 項に規定する容器に充 てんする高圧ガスの種 類又は圧力の変更に係 る刻印等		1件につき 1,400 円	
--------------	--	--	---------------------	--

を

(140) の23	高圧ガス保安法施行令 第18条第2項第3号 に規定する高圧ガス保 安法第54条第2項に 規定する容器に充てん する高圧ガスの種類又 は圧力の変更に係る刻 印等		1件につき 1,400 円	
(140) の24	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律第3条第		1件につき 31,00 0円	

	1項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査			
(140)の25	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付		1通につき 630円	
(140)の26	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧		1回につき 460円	
(140)の27	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項に規定する保安機関の認定の申請に対する審査		1件につき 34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の28	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項に規定する保安機関の認定の更新の申請に対する審査		1件につき 14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の29	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化		1件につき 20,000	

	に関する法律第33条第1項に規定する保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査		0円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の30	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項に規定する保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件につき55,000円	
		販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件につき80,000円	
		販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件につき98,000円	
(140)の31	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条		1件につき21,000円に貯蔵	

	第1項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査		施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	
(140)の32	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項に規定する貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	
(140)の33	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設	

に

			(以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
(140)の34	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更

			係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
(140)の35	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項に規定する充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査		1件につき 28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項に規定する充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査		1件につき 17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の37	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項に規定する同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査		1件につき 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の38	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条		1件につき 27,000円に変更	

	の4第4項において準用する同法第37条の3第1項に規定する同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査		に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	
(140)の39	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項に規定する充てん設備の保安検査		1件につき27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第100号、第100号の2、第105号の4及び第105号の5の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第24号

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立中原市民センターの項中

「

北九州市戸畑区中原東二丁目2番35号
--------------------

」を

「

北九州市戸畑区中原西三丁目2番1号
-------------------

」に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第25号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 客引き行為等の禁止等（第7条—第14条）

第3章 客引き行為等対策巡視員等（第15条・第16条）

第4章 北九州市客引き行為等適正化推進協議会（第17条—第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

第6章 罰則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民等、地域団体、事業者及び市が協働して取り組む客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境の形成を図り、もって本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 客引き行為等 道路、公園その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して客となるよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

イ 役務勧誘行為（不特定の者の中から相手方を特定して役務に従事するよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

ウ 客引き行為又は役務勧誘行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き行為又は役務勧誘行為の相手方となるべき者を待つ行為

（2） 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 市の区域内に居住する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

エ アからウまでに掲げる者のほか、市の区域内に滞在する者

(市の責務)

第3条 市は、市民等、地域団体及び事業者並びに警察その他の関係機関と連携し、客引き行為等の適正化のための取組を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らこの条例の目的に反する客引き行為等（以下「不適正な客引き行為等」という。）を行わないようにし、他人が不適正な客引き行為等をしているときはこれを利用しない等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、市、他の市民等、地域団体又は事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、地域内の市民等及び事業者に対して客引き行為等の適正化について啓発を行い、地域を巡回し、地域において不適正な客引き行為等が行われているときはこれを注意し、及び市に通報する等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、市、市民等、他の地域団体又は事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員に対して不適正な客引き行為等を行わないよう教育し、及び指導し、不適正な客引き行為等を行わず、及び行わせないこととし、他の事業者により不適正な客引き行為等が行われているときはこれを注意し、市に通報し、及び利用しない等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市、市民等、地域団体又は他の事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 客引き行為等の禁止等

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第7条 市長は、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境を形成するため、特に客引き行為等を規制する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の北九州市客引き行為等適正化推進協議会（同項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の範囲を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止等)

第8条 何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

2 事業者は、前項の規定に違反する客引き行為等の相手方を客とし、又は役務に従事させてはならない。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反する行為(第24条を除き、以下「違反行為」という。)を行った者(以下「違反行為者」という。)に対し、当該違反行為を行ってはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反行為者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該違反行為者に対し、当該勧告に係る違反行為を行ってはならない旨を命ずることができる。

(報告の徴収)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、違反行為者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に違反行為者の店舗、事務所その他の違反行為に関係のある場所(以下「店舗等」という。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項に規定する立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第13条 市長は、違反行為者が正当な理由なく第10条の規定による命令に違反したときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該公表をされるべき者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (2) 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、当該公表をされるべき者を特定するために必要な事項

2 市長は、違反行為者が正当な理由なく第11条の規定による報告の要求に対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前条第1項に規定する立入検査を受ける者が正当な理由なく、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該公表をされるべき者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、当該公表をされるべき者を特定するために必要な事項

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

（土地等の所有者等への通知）

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされた者の店舗等の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

### 第3章 客引き行為等対策巡視員等

（客引き行為等対策巡視員）

第15条 市は、客引き行為等の適正化のため、客引き行為等対策巡視員（以下「巡視員」という。）を置く。

2 巡視員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条の規定による勧告、第10条の規定による命令及び第24条に規定する過料の処分に関する事務
- (2) 客引き行為等の適正化についての啓発に関する事務
- (3) 前2号に掲げる事務のほか、客引き行為等の適正化に関し必要な事務

3 巡視員は、規則で定める要件を備える者のうちから市長が任命する。

4 巡視員は、その事務を行うに当たっては、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（客引き行為等対策推進員）

第16条 市長は、禁止区域における客引き行為等の適正化のため、禁止区域の地域団体の推薦に基づき、当該地域団体の構成員（事業者にあつては、その従業員を含む。）のうちから客引き行為等対策推進員を委嘱することができる。

2 前項の客引き行為等対策推進員は、違反行為者に対する注意、市への違反行為の通報、禁止区域内の市民等及び事業者に対する啓発その他の客引き行為等の適正化のための活動を行うものとする。

#### 第4章 北九州市客引き行為等適正化推進協議会 (設置及び所掌事務)

第17条 市に、北九州市客引き行為等適正化推進協議会を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、禁止区域の指定、範囲の変更及び指定の解除に関する意見の具申、市が行う客引き行為等の適正化のための取組に関する提言等を行うものとする。

#### (組織)

第18条 協議会は、委員6人以内で組織する。

#### (委員等)

第19条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、地域団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第20条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (協議会に係る委任)

第21条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則 (関係機関との連携)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、不適正な客引き行為等に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なく第10条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく第11条の規定による報告の要求に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 正当な理由なく第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の過料を科する。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定、第15条第2項第1号（第9条の規定による勧告に係る部分を除く。）の規定及び第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第26号

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が求償権を行使して回収金を取得した場合における北九州市（以下「市」という。）の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第20条第1項第1号の債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する、当該保証を受けた中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権を放棄し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡することをいう。
- (4) 損失補償契約 市と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行することにより被る損失に対して市が補償を行うことを定めるものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が、求償権を行使して回収金を取得した場合において、損失補償契約に基づき市に納入しなければならない金銭をいう。

(求償権の放棄の承認等)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務について、求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認の請求があった場合において、当該承認に係る求償権

の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等を受ける中小企業者等の事業の再生に資するものであると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関の支援を受けて作成された事業再生の計画
  - (2) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った同号に規定する特定投資事業有限責任組合の支援を受けて作成された事業再生の計画
  - (3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて作成された事業再生の計画
  - (4) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項後段に規定する再生支援決定を行った中小企業者等の同条第2項に規定する事業再生計画
  - (5) 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき作成された事業再生の計画
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業者等の事業再生の計画であって規則で定めるもの
- （報告）

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄した場合は、当該放棄をした日の属する年度の翌年度に、放棄した当該回収納付金を受け取る権利の金額その他規則で定める事項を議会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第27号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の学校教育関係の表の小学校の項中

「	「	小森江西	」	「	」	羽山一丁目12番1号	」	を
		小森江東	」	「	」	二夕松町2番1号	」	
	「	小森江	」	「	」	二夕松町2番1号	」	に

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間は、改正後の別表第1の学校教育関係の表の小学校の項中

「

「	」	二夕松町2番1号	」
---	---	----------	---

とあるのは、

「

「	」	羽山一丁目12番1号	」
---	---	------------	---

とする。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第40号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和44年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第9条第1項に規定する」を「第9条第1項本文の」に改め、同条第1号中「第9条第11項第3号」を「第9条第12項第3号」に、「給付」を「支給」に改める。

第5条第1項本文中「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に、「受給期間延長申請書（第1号様式）に」を「受給期間延長等申請書（第1号様式）に医師の証明書その他同項本文に規定する理由に該当することを証明する書類及び」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第2項本文中「前項に規定する」を「前項本文の」に、「条例第9条第1項に」を「当該申出をする者が条例第9条第1項本文に」に、「、条例第9条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同条第1項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」を「当該申出により加算される支給期間の末日までの間」に改め、同条第3項中「第1項に規定する申出は、当該」を「第1項本文の申出は、前項ただし書に規定する」に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項前段中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その」を「、その」に改め、同項後段中「記載し、その書類をその者に」を「記載した上、その者にその書類を」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第1項本文の申出及び前項前段の規定による届出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類を任命権者に提出しなければならない。

第5条第4項中「第1項に規定する申出」を「第1項本文の申出」に、「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に、「受給期間延長通知書」を「受給期

間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証及び失業者退職手当支給台帳（第4号様式。以下「台帳」という。）に必要な事項を記載し、受給資格証をその者に返付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項本文の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証及び失業者退職手当支給台帳（第4号様式。以下「台帳」という。）に必要な事項を記載した上、その者に受給資格証を返付しなければならない。

第5条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項本文の申出は、受給期間延長等申請書に第2項ただし書に規定する理由に該当することを証明する書類を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

第5条の次に次の4条を加える。

第5条の2 条例第9条第4項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項本文の申出は、当該申出をする者の退職の日の翌日から当該申出により加算される支給期間の末日までの間にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項本文の申出は、前項ただし書に規定する理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

4 第2項ただし書の場合における第1項本文の申出は、受給期間延長等申請書に第2項ただし書に規定する理由に該当することを証明する書類を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

5 任命権者は、第1項本文の申出をした者が条例第9条第4項の規定の適用を受ける職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項本文の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証及び台帳に必要な事項を記載した上、その者に受給資格証を返付しなければならない。

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において

、任命権者は、提出を受けた書類及び台帳に必要な事項を記載した上、その者にその書類を返付しなければならない。

(1) 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長等通知書

(2) 求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込をした場合 受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第1項本文の申出及び前項前段の規定による届出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類を任命権者に提出しなければならない。

8 第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。

(条例第9条第5項の規則で定める事業)

第5条の3 条例第9条第5項の規則で定める事業は、次のとおりとする。

(1) 事業を開始した日又は事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が支給期間の末日後であるもの

(2) 事業について条例第9条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）が第13条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) 事業により受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

(条例第9条第5項の規則で定める職員)

第5条の4 条例第9条第5項の規則で定める職員は、次のとおりとする。

(1) 退職の日以前に条例第9条第5項の事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) 前号に掲げるもののほか、条例第9条第5項の事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

(支給期間の特例の申出)

第5条の5 条例第9条第5項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同項の適用を受ける職員に該当することを証明する書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項本文の申出は、当該申出をする者が条例第9条第5項の事業を開始した日（前条第1号の職員にあっては当該事業に専念し始めた日、同条第2号の職員にあっては任命権者が定める日）の翌日から起算して2箇月以内にし

なければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合における第1項本文の申出は、前項ただし書に規定する理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。
- 4 第2項ただし書の場合における第1項本文の申出は、受給期間延長等申請書に第2項ただし書に規定する理由に該当することを証明する書類を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。
- 5 任命権者は、第1項本文の申出をした者が条例第9条第5項の規定の適用を受ける職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項本文の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証及び台帳に必要な事項を記載した上、その者に受給資格証を返付しなければならない。
- 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類及び台帳に必要な事項を記載した上、その者にその書類を返付しなければならない。

(1) 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長等通知書

(2) 条例第9条第5項の事業を廃止し、又は休止した場合 受給期間延長等通知書及び受給資格証

- 7 第1項本文の申出及び前項前段の規定による届出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類を任命権者に提出しなければならない。

- 8 第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改め、同項第3号中「第9条第5項又は第6項」を「第9条第6項又は第7項」に改め、同項第4号中「第9条第7項又は第8項」を「第9条第8項又は第9項」に改める。

第8条第3項前段中「その」を「、その」に改め、同項後段中「第5条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改める。

第9条第3項中「第9条第9項」を「第9条第10項」に、「公共職業訓練等受講証明書」を「、公共職業訓練等受講証明書」に改める。

第10条第1項前段中「第9条第10項第1号又は同条第11項第1号」を「第9条第11項第1号又は同条第12項第1号」に改める。

第10条の2の見出し中「第9条第10項第2号に規定する」を「第9条第11項第2号の」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第9条第10項第2号アに規定する」を「第9条第11項第2号アの」に改め、同条第2項中「第9条第10項第2号イに規定する」を「第9条第11項第2号イの」に改める。

第11条第1項前段中「第9条第11項第3号」を「第9条第12項第3号」に改める。

第12条第2項前段中「第9項」を「第8項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第12条第2項に次の表を加える。

第6条第1項	基本手当	次項第3号に規定する高年齢求職者給付金
第6条第1項及び第3項並びに第8条第6項	第9条第1項の	第9条第6項の
第6条第2項各号列記以外の部分	受給資格者	第3号に規定する高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）
	基本手当	当該高年齢求職者給付金
第6条第3項並びに第8条第3項前段、第4項から第6項まで、第7項本文及び第8項後段	受給資格者	高年齢受給資格者
第6条第3項並びに第8条第2項及び第7項本文	基本手当に	高年齢求職者給付金に

第 8 条 第 2 項	前項	第 1 2 条 第 1 項
	受給資格証	同項の高年齢受給資格証
第 8 条 第 3 項 前段	受給資格証	第 1 2 条 第 1 項 の 高 年 齢 受 給 資 格 証
第 8 条 第 4 項 から 第 6 項 まで 及 び 第 8 項 後 段	受給資格証	高年齢受給資格証
第 8 条 第 7 項 本 文	前項の支給日ごと	任命権者が指定する日
	第 6 号 様 式	第 1 2 号 様 式

第 1 3 条 第 1 項 前 段 中 「 第 9 条 第 1 1 項 第 4 号 」 を 「 第 9 条 第 1 2 項 第 4 号 」 に 、 「 第 9 条 第 1 1 項 第 5 号 」 を 「 第 9 条 第 1 2 項 第 5 号 」 に 改 め る 。

第 1 4 条 の 見 出 し 中 「 第 9 条 第 1 4 項 に 規 定 す る 」 を 「 第 9 条 第 1 5 項 の 」 に 改 め 、 同 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 第 9 条 第 1 4 項 に 規 定 す る 」 を 「 第 9 条 第 1 5 項 の 」 に 、 「 ご と に 」 を 「 に 応 じ 」 に 改 め る 。

第 1 号 様 式 中 「 第 5 条 関 係 」 を 「 第 5 条 、 第 5 条 の 2 、 第 5 条 の 5 関 係 」 に 、 「 受 給 期 間 延 長 申 請 書 」 を 「 受 給 期 間 延 長 等 申 請 書 」 に 、

「  

③ 職業に就く ことができ ない理由	
--------------------------	--

を  
」

「  

③ この申請書 を提出する 理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができな ないため ロ 事業を開始等したため  具体的理由 ( )
------------------------	--

に、  
」

「③の」を「③のイの」に、

「  

⑤ 職業に就く ことができ ない期間	
--------------------------	--

を  
」

⑤ 職業に就く  
 ことができ  
 ない期間又  
 は事業を実  
 施する期間

に

」

改め、「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項及び第5条の5第1項」を加え、「㊟」を削り、同様式の注書第2項中「「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで」を「期間が3年を超えるときは」に改める。

第2号様式（表面）中「㊟」を削り、「取扱者印」を「取扱者氏名」に改める。

第3号様式中「第5条関係」を「第5条、第5条の2、第5条の5関係」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

「

受給期間延長の理由	
-----------	--

を

」

「

受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため  具体的理由 <span style="font-size: 2em;">{</span>
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで

に、

」

「延長後」を「延長等後」に、「第5条第4項」を「第5条第5項、第5条の2第5項及び第5条の5第5項」に、「を延長する」を「の延長等をする」に改め、「㊟」を削り、同様式の注書第2項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に、「期間に」を「職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間に」に改め、同様式の注書第3項中「職業に就くことができない」を「受給期間延長等の」に改める。

第4号様式（表面）及び（裏面）中「取扱者印」を「取扱者氏名」に、「受

領印」を「受領者氏名」に改める。

第 6 号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

第 7 号様式、第 8 号様式（表面）、第 9 号様式（表面）、第 10 号様式（表面）及び第 11 号様式（表面）中「㊟」を削る。

第 12 号様式（表面）中「第 8 条」を「第 8 条第 7 項」に改め、「㊟」を削る。

第 13 号様式（表面）中「㊟」を削る。

第 13 号様式の 2（表面）中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改める。

第 13 号様式の 3（表面）中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改め、同様式（裏面）の注書第 5 項を次のように改める。

#### 5 事業主の記載について

(1) ㊟欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から 6 箇月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

(2) ㊟欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

(3) ㊟欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

(4) ㊟欄において、㊟欄から㊟欄までの記載事項の証明を行うこと。

第 14 号様式（表面）中「をを超えて」を「以上」に、「申請者氏名

㊟」を「申請者氏名」に改め、同様式（裏面）中「をを超えて」を「以上」に改める。

第 15 号様式（表面）、第 16 号様式、第 16 号様式の 2（表面）及び第 16 号様式の 3（表面）中「㊟」を削る。

#### 付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和 4 年 7 月 1 日からこの条例の施行の日までの間に北九州市職員退職手

当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）第9条第5項の事業を開始した職員及び改正後の第5条の4各号に掲げる職員に該当するに至った者に係る改正後の第5条の5第2項本文の規定の適用については、同項本文中「条例第9条第5項の事業を開始した日（前条第1号の職員にあつては当該事業に専念し始めた日、同条第2号の職員にあつては任命権者が定める日）」とあるのは、「令和4年10月12日」とする。

- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第41号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（令和4年北九州市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止区域の指定の告示等)

第2条 条例第7条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 禁止区域の名称
- (2) 禁止区域の区域図
- (3) 禁止区域の指定年月日

2 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域内の公衆の見やすい場所に、禁止区域である旨を表示した標識及び当該禁止区域の区域図を設置するものとする。

(勧告の方法)

第3条 条例第9条の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、勧告書を交付して行うものとする。ただし、特に緊急に勧告を行う必要があるとき、又は勧告書の交付が困難であると認められるときは、口頭で勧告をすることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で勧告をした場合は、当該勧告をしたときの状況を記録し、及び当該勧告後速やかに勧告書を交付するものとする。

(命令の方法)

第4条 前条の規定は、条例第10条の規定による命令について準用する。

(立入検査員証)

第5条 条例第12条第2項の身分を示す証票は、立入検査員証（第1号様式）とする。

(公表の方法等)

第6条 条例第13条第1項又は第2項の規定による公表は、北九州市公報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による弁明の機会の付与については、北九州市行政手続条例（平成8年北九州市条例第4号）第3章第3節の規定の例による。

(巡視員の要件等)

第7条 条例第15条第3項の規則で定める要件は、客引き行為等の適正化について適切に対応できる知識及び経験を有すると市長が認める者であることとする。

2 条例第15条第4項の身分を示す証票は、客引き行為等対策巡視員証（第2号様式）とする。

(協議会の運営等)

第8条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 協議会の庶務は、市民文化スポーツ局において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化スポーツ局長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、条例付則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（表面）

立 入 検 査 員 証		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
<p>上記の者は、北九州市客引き行為等の適正化に関する条例第12条第1項の規定により同項に規定する立入検査をする職員であることを証明する。</p>		
交付年月日	年 月 日	
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
北九州市長		印

8. 6 センチメートル

5. 4 センチメートル

（裏面）

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に違反行為者の店舗、事務所その他の違反行為に関係のある場所（以下「店舗等」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項に規定する立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第2号様式（第7条関係）

（表面）

第 号	
客引き行為等対策巡視員証	
所 属 職 名 氏 名	写 真
上記の者は、北九州市客引き行為等の適正化に関する条例第15条第1項の客引き行為等対策巡視員であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
北九州市長 印	

8. 6 センチメートル

5. 4 センチメートル

（裏面）

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（抜粋）

（客引き行為等対策巡視員）

第15条 市は、客引き行為等の適正化のため、客引き行為等対策巡視員（以下「巡視員」という。）を置く。

2 巡視員は、次に掲げる事務を行う。

（1） 第9条の規定による勧告、第10条の規定による命令及び第24条に規定する過料の処分に関する事務

（2） 客引き行為等の適正化についての啓発に関する事務

（3） 前2号に掲げる事務のほか、客引き行為等の適正化に関し必要な事務

3 巡視員は、規則で定める要件を備える者のうちから市長が任命する。

4 巡視員は、その事務を行うに当たっては、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する  
条例施行規則をここに公布する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第42号

北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る権利の放  
棄に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市中小企業融資制度に係る回収納付金を受け取る  
権利の放棄に関する条例（令和4年北九州市条例第26号。以下「条例」と  
いう。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業再生の計画)

第2条 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める中小企業者等の事業  
再生の計画は、次に掲げる計画とする。

(1) 自然災害による被災者又は新型コロナウイルス感染症の影響を受け  
た債務者の債務整理に関するガイドラインとして市長が認めるものに基づ  
き作成された中小企業者等の事業再生の計画

(2) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインとして市長が認めるも  
のに基づき作成された中小企業者等の事業再生の計画

(議会への報告)

第3条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 放棄した回収納付金を受け取る権利の件数

(2) 回収納付金を受け取る権利を放棄した理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、回収納付金を受け取る権利の放棄に関  
し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第399号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、公立大学法人北九州市立大学の中期目標を次のとおり定めた。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

公立大学法人北九州市立大学中期目標

はじめに

北九州市は、人口減少、高齢化及び産業構造の変化といった課題に直面しており、特に若者の定着促進は、喫緊の課題となっている。

このため、北九州市は、令和2年4月に第2期北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、新たな仕事の創出により新たな人の流れやまちのにぎわいが生まれ、そこで更に新たな仕事が創出されるという好循環の創出に向けて、若者の定着の一層の促進等に取り組み、誰もが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指している。

また、国からSDGs未来都市に選定されている北九州市では、令和12年（2030年）のあるべき姿として、SDGsを踏まえた教育の実践による「未来の人材が育つまち」、環境と経済の好循環による「ゼロカーボンシティを目指すまち」等の5項目を掲げ、SDGsの達成に向けた取組を進めている。

このようなことを背景に、北九州市は、北九州市立大学が知の拠点として、北九州市が目指すまちづくりに資することを求める。中でも、人々の生活や企業活動の変革に大きく寄与するデジタル・トランスフォーメーション（DX）を担う人材や起業家精神（アントレプレナーシップ）と論理的思考力を備えたまちを支える人材を輩出し、これら人材の市内への定着を図るとともに、大学発の優れた技術の実用化等により新産業の創出に資する等の地域への貢献を期待する。

また、北九州市への愛着や誇り（シビックプライド）を胸に、社会で活躍する人材を育成することを期待する。

一方、18歳人口の減少等により大学間競争が激化する中で、大学が地域や社会の要請に応えながら発展していくためには、大学自らの強みや特色を生かしつつ、複数の大学での人的・物的資源の共有を可能とする大学等連携推進法人制度の導入も視野に、大学間の連携をより強固なものにしながら自治体や産業界等と連携し、及び協力していくことが重要である。

北九州市は、北九州市立大学が、他大学等と連携し、及び協力して北九州市の目指すまちづくりの実現に資すること等を通じて、学生、保護者、企業

、市民等の大学関係者（ステークホルダー）に価値ある大学として選ばれ、更に発展していくことを期待し、ここに令和5年度から令和10年度までの中期目標を定める。

## 第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間

## 第2 教育に関する目標

### 1 学修者本位の教育の推進

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するため、教学マネジメントの確立、学修成果の可視化等に取り組み、学修者本位の教育を推進する。

### 2 地域や社会の未来を担う人材の育成

産業界や北九州市と連携しながら、起業家精神を有する人材の育成を図るとともに、数理・データサイエンス・AI教育に取り組み、専門分野の知識や技能に加えて論理的思考力及びデータ活用力を有する人材等の多様な人材の育成に努める。

また、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う博士後期課程学生の育成に取り組む。

なお、定員を満たしていない一部の研究科においては、大学院教育に対する社会のニーズを把握し、それを踏まえた魅力的な大学院のあり方について検討の上、教育課程の再編に着手する。

### 3 国際化の推進

学生の海外留学、外国人留学生の受入れその他の様々な形の国際交流体験等を通じて、国や地域を超えた広い視野を持ち、グローバルに活躍する人材を育成するとともに、学生と地域との交流を推進し、地域社会の国際化に寄与する。

### 4 学生支援の充実

多様な個性やニーズを持つ学生に向けて、修学や心身の健康等に関する支援、就職支援の充実等、入学から就職に至るまでの適切な学生支援を実施する。

### 5 入試制度の見直し及び広報の充実

優秀な学生を安定的に確保するため、積極的かつ効果的な入試広報を実施するとともに、入試制度や広報活動の継続的な検証及び改善に取り組む

。

## 第3 研究に関する目標

### 1 地域課題の解決や社会の要請に応える研究の推進

地域課題の解決や地域産業の発展に寄与するため、市内企業等との共同研究を推進するとともに、脱炭素技術開発、新エネルギー開発等の持続可能な社会に向けた先端的な研究を推進し、社会的要請に応える。

## 2 研究成果の還元

大学が強みや特色を持つ研究領域において、産業界等とも連携し、国内外の研究機関、企業等が有する多様な資源を活用しながら、社会実装に向けた研究・技術開発を進める。

## 3 優れた研究等への支援

科学研究費の獲得に向けた支援、学内競争的資金の活用等により、優れた研究や若手研究者への支援の充実を図る。

# 第4 地域（社会）貢献に関する目標

## 1 シンクタンク機能の強化

産業界や北九州市との連携を深めることで、高齢化、地域コミュニティの希薄化等といった地域や社会が直面する様々な課題に対するシンクタンク機能を強化し、地域の知の拠点としての社会的役割を果たす。

## 2 SDGs 未来都市への貢献

SDGs の達成に向けた様々な取組を積極的に推進し、「SDGs 未来都市」としての北九州市の発展に資する。

## 3 リカレント教育の推進

社会人等の学び直しや課題解決のニーズを踏まえたリカレント教育を積極的に推進し、学修者が生涯学び続けられる機会の提供に努める。

## 4 地元就職率の向上

学生と市内企業及び産業界のニーズをより精緻に調査し、及び分析して地元就職支援に取り組み、地方創生の推進に寄与する。

## 5 大学間の連携の推進

北九州市との連携の下、大学等連携推進法人制度等を含め、大学の強みや特色を生かした他大学との連携のあり方について検討し、大学間の連携の更なる推進に努める。

# 第5 管理運営等に関する目標

## 1 業務運営の改善及び効率化

理事長及び学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントする。

また、DX等の推進により業務の効率化や機能強化を推進するとともに、北方及びひびきのの両キャンパスを一元的に捉え、学内の資源配分の最適化を図る。

## 2 財務内容の改善

外部資金の継続的な獲得、卒業生や関係者等からの寄附金の充実等による財源の多元化を進め、健全な財務運営に努める。

## 3 自己点検・評価、情報提供等

自己点検・評価を適切に実施するほか、教育研究の成果や地域貢献等の大学の取組について積極的に情報発信し、地域社会との連携の強化に努める。

## 4 その他業務運営

### (1) 危機管理及び法令遵守の徹底

日常における安全管理はもとより、自然災害、感染症、海外での紛争等が発生した際の学生等の危機管理を徹底するとともに、人権及び法令遵守の意識の向上に取り組み、社会的信頼の確保に努める。

### (2) 教員の多様性の向上

教育・研究力に優れた若手、女性等の教員の積極的な採用、登用等により、教員の多様性の向上に努める。

北九州市公告第681号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	仙水公園整備工事
	工事場所	北九州市戸畑区中原西三丁目
	工事内容	植栽 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	2,880万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	造園工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	造園工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の造園工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の造園工事で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月17日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月27日及び10月28日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年11月1日 午前10時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第682号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	新門司北地区雨水管渠築造工事（4）
	工事場所	北九州市門司区新門司北二丁目
	工事内容	施工延長 124.5メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	7,007万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
総合評価落札方式		適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	令和4年11月1日 午前9時35分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第683号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	小倉中間線（網代橋）橋梁下部工工事（4-1）
	工事場所	北九州市小倉南区大字合馬ほか
	工事内容	仮設工 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	5,502万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等		（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月18日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年11月1日 午前9時55分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第684号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	折尾地区宅地整備（23, 24街区）工事（4-3）
	工事場所	北九州市八幡西区東筑一丁目
	工事内容	宅地造成工 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年7月31日まで
	予定価格	1億3,096万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、ICT活用工事の試行対象工事である。詳細については、「ICT活用試行工事特記仕様書」を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中であるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1)	この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和4年10月18日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間	(1)	令和4年10月27日及び令和4年10月28日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年11月1日 午前9時15分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1)	この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
	(2)	競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	(3)	契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(4)	北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1)	この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
	(2)	入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
	(3)	この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）

1) とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
- 注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
- 注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第685号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	江川（住宅区間）護岸工事（4-4）
	工事場所	北九州市若松区大字払川
	工事内容	工事延長 44.6メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	8,871万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等		（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月18日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年11月1日 午前9時20分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第686号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	駅前広場整備工事（4-1）
	工事場所	北九州市八幡西区折尾一丁目ほか
	工事内容	工事長 236メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	6,930万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等		（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月18日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年11月1日 午前9時40分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第687号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	木屋瀬地域交流センター空調改修工事
	工事場所	北九州市八幡西区野面一丁目8番35号
	工事内容	木屋瀬地域交流センターの空調改修工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	2,473万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものを除く。）又は契約の実績があること。
手持工事等	技術者	Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	その他	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1)	この公告の日から令和4年10月17日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和4年10月18日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間	(1)	令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年11月1日 午前9時16分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
8 入札の無効	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1)	この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
	(2)	入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
	(3)	この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。
	(4)	この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17

8号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第688号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	塩屋46号線他道路照明LED化工事
	工事場所	北九州市若松区ひびきのほか
	工事内容	道路照明灯のLED化工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	2,862万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等		（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和4年10月17日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月18日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年11月1日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3） この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した

「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。  
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
- 注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第689号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	折尾駅北側駅前広場照明設置工事（4-2）
	工事場所	北九州市八幡西区折尾一丁目12番1号
	工事内容	折尾駅北側駅前広場の照明設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年6月30日まで
	予定価格	1,790万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1）この公告の日から令和4年10月17日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1）令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで （2）令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年11月1日 午前9時8分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	

	<p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第113号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	上到津二丁目地内雨水合流改善管渠築造工事
	工事場所	北九州市小倉北区上到津二丁目
	工事内容	管渠工（開削）自由勾配側溝300型 229.8メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から230日間
	予定価格	5,898万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。	(2) 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	令和4年11月1日 午前9時50分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登	

9 その他	録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第114号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	恒見町地内（相割川河川改修関連）管渠移設工事
	工事場所	北九州市門司区恒見町
	工事内容	RS管 内径300ミリメートル 管渠工（小口径推進）22メートル
	工期	請負契約締結の日から140日間
	予定価格	3,922万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格（注4）5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が令和3年度又は令和4年度に発注した土木工事（推進工事に限る。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した土木工事（推進工事に限る。）で令和4年10月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	（1） この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 （2） この工事の推進工事期間中は、公益社団法人日本推進技術協会の認定する推進工事技士資格を有する責任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年11月1日 午前9時45分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。		

8 入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札</li> <li>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</li> <li>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</li> <li>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</li> </ul>
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</li> <li>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</li> <li>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</li> </ul>
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第115号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	北九州市工業用水道配水管布設替工事（4-5工区）
	工事場所	北九州市戸畑区千防三丁目地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径600ミリメートル 87.8メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から195日間
	予定価格	4,888万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月17日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年11月1日 午前10時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第116号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	菅原町地内他雨水合流改善管渠築造工事
	工事場所	北九州市八幡西区菅原町ほか
	工事内容	FPU側溝300型 638.9メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から360日間
	予定価格	8,722万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
総合評価落札方式		適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	令和4年11月1日 午前9時25分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
入札保証金	免除する。	
契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登	

9 その他	<p>録を完了していない者は、この入札に参加することができない。  (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第117号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	北湊浄化センター覆蓋改築工事
	工事場所	北九州市若松区大字安瀬64番地の15
	工事内容	覆蓋改築 463.5平方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月15日まで
	予定価格	7,254万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。	
	(2) 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年10月11日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月17日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月18日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月27日及び同月28日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月31日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	令和4年11月1日 午前9時30分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1)	この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
	(2)	競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	(3)	契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(4)	北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
(1)	この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
(2)	入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登	

9 その他	<p>録を完了していない者は、この入札に参加することができない。  (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	